

## 豚熱対策に関する農林水産省への提案結果について

昨日10月28日(水),本県並びに関東甲信越を中心とした10県が豚熱対策に関し,農林水産省に対して,下記のとおり提案を行いましたのでお知らせします。

### 記

- 1 日時** 令和2年10月28日(水) 17:15～
- 2 場所** 農林水産省
- 3 対応者** 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長 石川 清康
- 4 訪問者** 茨城県農林水産部長,群馬県農政部長ほか,栃木県,千葉県,神奈川県,長野県,静岡県の畜産担当課長等
- 5 要望内容**

豚への豚熱ワクチン接種に関して,都道府県の管理のもと,民間獣医師など家畜防疫員以外の者による接種を可能とするよう制度の改正を行うこと。  
※詳細は別添「提案書」参照
- 6 結果(主な発言)**

石川動物衛生課長  
ご要望も踏まえ,継続的なワクチン接種体制について検討を行っていく。



(写真左から)横室群馬県農政部長,今野茨城県農林水産部長,石川動物衛生課長

※ 写真データを保存したUSBは県政記者クラブのホワイトボードに設置しておりますので,ご活用ください。

お問い合わせ先  
県農林水産部畜産課 高橋,矢口  
TEL 029-301-3982

農林水産省消費・安全局

動物衛生課長

石川 清康 様

## 豚熱対策に関する提案

令和2年10月28日

---

## 豚熱ワクチン接種について

---

豚熱の予防的ワクチン接種は、豚熱防疫指針において、家畜伝染病予防法第6条第1項に基づき家畜防疫員が接種することとされ、家畜保健衛生所の獣医師を中心に各農場を巡回し、接種適期中の接種が行われているところである。

そのため、通常の家畜衛生業務の遂行に懸念が生じているばかりでなく、豚熱やアフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合、家畜防疫員は発生農場における防疫措置やその後の清浄性確認検査を優先して実施する必要があることから、豚熱ワクチン接種を現行の体制で行うことは困難である。

また、現行制度において、民間獣医師を家畜防疫員として県職員に任用する場合、当該獣医師に係る手当については、国の負担金の対象外であり、継続的な民間獣医師の雇用は財政的に県の大きな負担となっている。

こうしたことから、豚熱ワクチンの円滑な接種を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 豚熱ワクチン接種に関して、都道府県の管理のもと、民間獣医師など家畜防疫員以外の者による接種を可能とするよう制度の改正を行うこと。
- 2 豚熱ワクチン接種のため、民間獣医師を家畜防疫員として任用する場合に都道府県が負担する費用について、国が支援すること。

栃木県農政部 部長 鈴木 正人

群馬県農政部 部長 横室 光良

埼玉県農林部 部長 強瀬 道男

千葉県農林水産部 部長 穴澤 幸男

神奈川県環境農政局農政部 部長 小澤 武典

新潟県農林水産部 部長 山田 治之

山梨県農政部 部長 坂内 啓二

長野県農政部 部長 伊藤 洋人

岐阜県農政部 部長 長尾 安博

静岡県経済産業部 農林水産担当部長 志村 信明

茨城県農林水産部 部長 今野 憲太郎